

1. 福祉標識(シンボルマーク)一覧

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。
特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

- 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

- 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

- 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

- 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
TEL : 03-5291-7885

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

- 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

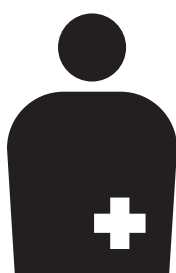
補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL : 03-5253-1111(代) FAX : 03-3503-1237

オストメイトマーク



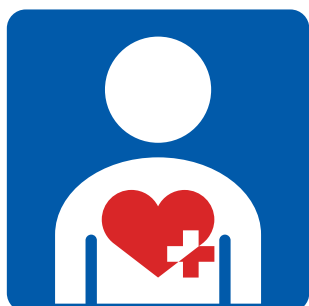
オストメイト（人工肛門保有者・人口膀胱保有者）対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

- 公益社団法人日本オストミー協会

TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682

ハート・プラス マーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。

- 特定非営利活動法人ハート・プラスの会

TEL : 080-4824-9928

障害者雇用支援マーク



障害者雇用の促進及び障害者の自立のため、在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援に積極的な企業や団体に認められたマークです。

- 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター

TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155

マタニティマーク



妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子保健課 予算係

TEL : 03-5253-1111

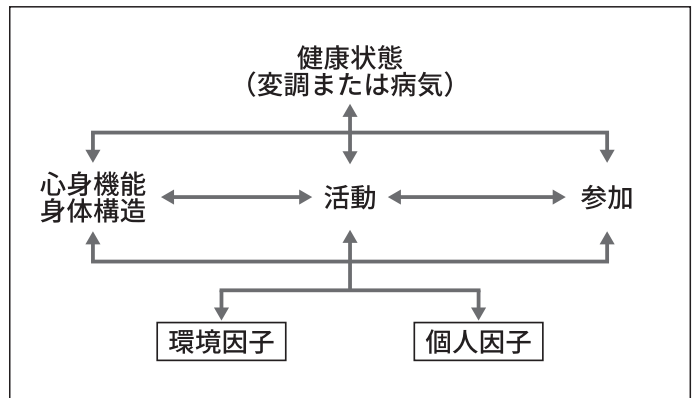
※出展:厚生労働省HP

2. 関連用語集

(ICFの概念図)

● ICF（国際生活機能分類）

正式名称は International Classification of Functioning, Disability and Health。日本語では「国際生活機能分類」と訳されています。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成されています。



心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子には合計1,424の分類項目が示され、一方、健康状態、個人因子には提示された項目はありません。下記にICFの各用語の定義を記してあります。

心身機能：身体系の生理的機能（心理的機能を含む）

身体構造：器官、肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分

活動：課題や行為の個人による遂行

参加：生活・人生場面への関わり

環境因子：人々が生活し、人生を送っている物的・社会的・態度的環境

個人因子：個人の人生や生活の特別な背景

※参照：厚労省、文科省 HP

● 赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。

当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）」という法律をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして70年たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。

赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

● アクセシビリティ

アクセシビリティとは、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

参照：厚労省HP

● 医療保険

医療保険とは、相互扶助の精神のもとに、病気やけがに備えて収入に応じた保険料を徴収して、医療を受けたときに保険からお医者さんに、病気やケガの治療に掛かる医療費を払うしくみです。医療保険は、すべての人が加入し、皆さんがお金を出し合って運営している助け合いの仕組みです。医療保険は、サラリーマンが加入する被用者保険（職域保険）と、自営業者・サラリーマンOBなどが加入する国民健康保険（地域保険）、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に大別され、誰もが必ずどこかの医療保険に加入しています。このことを国民皆保険といいます。

● インフォーマルサービス（インフォーマル・ケア）

行政等の公的機関が行う制度に基づいた公的な社会福祉サービス（フォーマルサービス）に対して、近隣住民や地域社会、ボランティア、NPO等により提供されるサービスや援助のことをいいます。

中央法規出版 社会福祉用語辞典

● NGO（Non-Governmental Organization）

NGOは“Non-Governmental Organization”の略で、直訳すると「非政府組織」と訳されます。本来、政府組織ではない民間組織を指す言葉で、概念的にはNPOと重なりますが、国際連合との関連で非政府間国際組織を指す場合が多いです。諸外国においては、NPOと同じ意味で使われることが多く、日本においては特に、国際協力や環境保護を行う市民活動団体のことをさす傾向があります。

● NPO 法人（特定非営利活動法人）

「特定非営利活動促進法（NPO法：1998年12月1日施行）」で認証された団体で、法人格を取得することにより、団体として資産を所有したり、契約を結べるようになり、法的に権利や義務が明確になることから、社会的信用にも結びつき、非営利で社会貢献活動をしている団体として周囲からの理解も得やすくなります。

● 思いやり駐車場利用証制度

群馬県では、公共施設や商業施設などに設置されている車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進するため、「思いやり駐車場利用証制度」を創設し、下記の方々を対象に平成21年8月3日(月)から制度を実施しています。

- ・身体障害者の方（身体障害者手帳の等級により交付されます）
- ・知的障害者の方（療育手帳の障害の程度が「A」の方）
- ・精神障害者の方（精神障害者保健福祉手帳の等級判定「1級」の方）

- ・ 高齢者の方 (介護認定を受けた方で要介護度1以上の方)
- ・ 難病患者の方 (特定疾患医療受給者の方)
- ・ 妊産婦の方 (妊娠7か月～産後6か月の方)

参照:群馬県障害政策課HP

● オレンジリング

「認知症サポーターの証」で、特定の講習で学んだことを日常の暮らしの中で生かし、認知症の人やその家族への支援を、できる範囲から行うことが期待されています。

● 介護保険

高齢化が進むとともに、介護の必要なお年寄りの数も年々増えています。年をとり、介護が必要になっても住み慣れた家を離れたくない、家族とともに暮らしたい、というのはごく自然な望みです。しかしながら、寝たきり老人の介護の長期化・重度化による介護疲れや介護する側の高齢化など、家族だけでの介護には限界があります。上手に介護サービスを利用することで介護する人の負担を減らし、家での生活を続けることができるようになります。

介護を社会全体で支えるとともに、利用者の希望を尊重した介護サービスが安心して受けられる仕組みとして介護保険制度が創られ、平成12年4月から介護保険によるサービスが開始されています。

保険の運営主体(保険者)は市町村です。また、保険の加入者は40歳以上の人です。65歳以上の方は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方は第2号被保険者となり保険に加入することになります。

● 協働・連携

「協働」とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することで、コラボレーションやパートナーシップとも言います。また、「連携」とは、連絡を密に取り合っ

て一つの目的のために一緒に物事を行うことを言います。
例えば、地域の課題解決に向けて行政単独では解決できない問題がある場合や市民だけでは解決できない問題がある場合に、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決する取り組みなどです。近年、この協働・連携による活動は、まちづくりの取り組みに不可欠なものと考えられています。

● 心のバリアフリー

心の障壁(バリア)をなくす(フリー)という概念。

スロープや段差をなくすといった物質的なバリアをなくすだけでなく、差別やいじめ、無関心といった、気持ちの面のバリアをなくして障害の有無にかかわらず誰もが寄り添い、誰もが住みやすい地域の実現をめざす。

● 災害時要援護者

災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のことです。

水害や地震の被災地では、高齢者が亡くなる割合が高く、また、避難所生活における関連死・入院に至る事例では、障害のある人や乳幼児などが報告されています。

このようなことから、自分の力だけでは災害対応を行うことが難しい人たちへの対策が不可欠であることから、災害時要援護者支援に力が注がれています。

● 災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のことで、平常時においても常設されている組織もあります。この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有しています。

● 自助・共助・公助

災害時にあなたを助けてくれるのは誰でしょうか。災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなります。阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかについて見てみると、「自力で」「家族に」などの自助による救助は約67%、「友人・隣人に」などの共助が約31%、救急や自衛隊などによる公助は2%にも満たない割合でした。災害時にどの力がどれくらいの割合で必要になるか、一般的に言われている割合は自助：共助：公助＝7：2：1とされています。

①自助

自らの身は自分で守るということです。普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておいてください。災害からあなたと家族の身を守るのはあなた自身です。自助、共助で概ね3日間は生き延びられることが必要とされています。

②共助

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るということです。頼りになるのは顔見知りの隣近所の方です。普段から近所づきあいを大事にしておけば、あなたに何かあったときに助けてくれます。また、あなた自身が助けに行けます。地域が昔はどんな場所だったか、どのような災害が起きたかなどの地域の特性は、昔からその地域に住んでいる方がよくご存知です。地域で自主防災組織を結成し、地域の特性を理解したうえで、地域で災害に備えましょう。

③公助

地方公共団体（消防、警察含む）、消防団、自衛隊などによる支援のことです。

● 市民活動

市民活動とは、市民の自発的意志に基づく社会活動で、内容的にはボランティア活動と重なる部分もありますが、自助的な活動、小地域活動・自治活動などの地域活動、有償活動、NPO活動などを含みます。自主的に行う活動（自発性）、非営利の活動（非営利性）、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動（公益性）の3原則を定義しています。

● 社会資源

社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働をまとめて社会資源と呼び、一般的には、「利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの」とされていて、社会福祉の援助は、社会資源と切り離して論ずることはできないと言われています。

● 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

※参照:全国社会福祉協議会HP

● 社会保障制度

国民の生存権のもとに、最低生活を保証するための制度のこと。その範囲はさまざまな捉え方がされており、必ずしも定まってははいない。最狭義では社会保険と公的扶助を含んだものとされている。広義には、これに加え、社会福祉、公衆衛生、医療、恩給等も含むとされることもある。

国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度



● 住民参加型在宅福祉サービス

自分たちの手で「地域を良くしたい」という思いから、利用者と担い手がともに会員となり、住民相互の助け合いとして、訪問型の活動、サロンなどの通所型の活動等を行うもので、制度では対応できない部分を支援し、住民の生活を支えているサービスです。

● 生活困窮者

法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法第2条第1項）とされている。近年の社会情勢の変化により、経済的困窮に陥っている者だけを「困窮者」と呼ぶのではなく、家族のことで悩んでいる、将来が不安、病気で働けない、社会に出るのが怖いなどさまざまな環境に陥っている人のことを指すことが多い。

● 生活支援サービス

従来の地域住民による自発的な支え合いから、一歩進めてより安定的かつ継続的なシステム化を図ったもので、住民参加型在宅福祉サービス、高齢者や子育て世帯を対象にした「ふれあい・いきいきサロン」、食事サービス、移動サービスなどがあります。

● セルフヘルプグループ

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループです。

仲間と出会い、気持ち・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出せるように互いに支え合う活動をしています。

● 地域包括支援センター

地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、県内全ての市町村に設置されています。主な業務内容は次のとおりです。

1. 総合相談
介護保険以外のサービスも含め、高齢者や家族に対する総合的な相談や支援を行います。
2. 権利擁護
高齢者に対する虐待の防止や、早期発見等の権利擁護業務を行います。
3. 介護支援専門員の支援
支援が困難なケースへの対応など、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行います。

4. 介護予防のプラン作成等

介護予防を必要とする高齢者の把握や選定、予防給付のプラン（介護予防サービス計画）の作成などを行います。

なお、地域包括支援センターには、専門職として、「社会福祉士」「保健師」「主任ケアマネジャー」の3職種が配置されるとともに、市町村ごとに地域包括支援センター運営協議会（関係団体、事業者、被保険者、ボランティア等で構成）が設置され、中立・公正な運営が行われます。

● 中間支援組織

中間支援組織とは、行政と地域の間になって様々な活動を支援する組織のことです。多くはNPO等市民活動団体への支援などを主目的として発足しているケースが多くあります。

協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織を言い、組織が持つ、ノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待されます。

● 点字ブロック

視覚障害者の歩行の安全と利便を図ることを目的に、駅や歩道に敷設された突起のあるブロックのことで、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」と言い、点状ブロックと線状ブロックの2種類があります。

①点状ブロック

これは、注意を促すためのものです。転落や衝突を防ぐよう、階段や交差点の手前、駅のホームの端、バス停などに敷設されています。

警告ブロック、点ブロックとも言います。

②線状ブロック

方向を示すためのもので、線の向きに進めることを表しています。歩道や通路に沿って敷設されたり、駅の改札・建物の入口への誘導などに用いられています。

誘導ブロック、線ブロック、棒状ブロックとも言います。

● 当事者サロン

同じ障害や疾病をもつ者同士がお互いの情報を交換したり、楽しみながら交流や仲間づくりをするための活動の場です。障害者サロン、高齢者サロン、子育てサロンなどがあります。

● ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法。

● ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。

マップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効であり、洪水ハザードマップや地震ハザードマップと災害の種類に応じたものがあります。

● 白杖（はくじょう）

「目の見えない・見えにくい」人が持つ道具で、①「目の見えない・見えにくい」人が、それを使って障害物や路面の状態などを知るための役割と、②周囲の人に「見えない・見えにくい」ことを知らせるための役割があります。白杖の正式名称は「盲人安全杖（身体障害者福祉法）」ですが、一般的には白杖と呼ばれています。

白杖を携えて歩くことで、周囲の人が視覚障害者の存在に気づき、人通りの多い場所でも衝突せずに歩きやすくなります。また、道に迷ったり何か困ったりした場合に、周囲から支援が受けられやすくなることにも意味があるといわれています。

● バリアフリー

バリアフリーの「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味です。つまり、バリアフリーとは、障壁をなくすことです。「バリアフリー社会」を実現するためには、次の「バリア」を取り除くことが必要といわれています。

①物理的なバリア

出入口に段差があったり、幅が狭かったりすると車いすの人などは利用できません。

②制度的なバリア

障害があることで資格が取れなかったり、入学や就職の試験が受けられなかったりすると、自分の思うように活動ができません。

③文化・情報面のバリア

目の不自由な人には点字や音声案内、耳の不自由な人には手話通訳や文字情報などがないと、必要な情報が伝わりません。

④意識上のバリア

障害があることを偏見の目で見たり、「かわいそうだから」と特別扱いしたりすると平等な交流ができません。

● 福祉避難所

災害時に一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障害のある人など、何らかの特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設される避難所です。

● ふれあい・いきいきサロン

「ふれあい・いきいきサロン」は地域を拠点に、その地域に住む住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり、居場所づくりの活動です。

サロンの活動内容や開催方法は「こうでないといけない」という決まりはありません。高齢者、子育て、障害者、国際交流、参加者を限定せずに地域の人たちが集うサロンなど、さまざまなサロンが存在しています。参加者の状況や希望によって、自由に活動を展開することができます。

● 補助犬

正式名称は「身体障害者補助犬」。身体障害者補助犬法という法律に基づいて認定された犬で、障害のある人の命を守る大切なパートナーであり、障害のある人の自立と社会参加に欠かせない存在です。現在、3種類の補助犬がいます。

①盲導犬

目に障害のある人のお手伝いをします。段差、路地、障害物などを教えながら一緒に歩くことができるように訓練された犬で、パートナーの視覚障害者に情報を伝えるという大事な仕事をしています。

そのため、盲導犬を見かけたら犬に声をかけたり、なでたり、餌をやったりすると、気が散って正確な情報をパートナーに伝えられなくなりますので注意してください。

②介助犬

手や足に障害のある人のお手伝いをします。冷蔵庫から飲み物を出したり、電話機など指示したものを持ってきて渡したりすることができるほか、鍵やお金など落とした物を拾って渡したり、ドアの開け閉め、洋服や靴を脱ぐのを手伝ったりと、さまざまなことができます。

③聴導犬

耳に障害のある人のお手伝いをします。耳に障害があって音が聞こえない（聞こえにくい）人に、生活の中で必要な音を知らせるのが聴導犬の仕事です。玄関のチャイム、携帯電話の着信音、目覚まし時計の音、赤ちゃんの泣き声、非常ベルの音など、ユーザーにとって必要な音を覚え、ユーザーの身体にタッチして知らせます。

補助犬ってなあに？クイズブック

● ボランティア

「ボランティア」の語源は、「意志」「善意」の意味をもつラテン語の「voluntas」といわれています。だれにでもある自然な気持ちからはじまる活動で、自分の意志で、誰かをささえるためにすすんでする行動であり、周囲と協力しながら行う活動のことをいいます。「自主性・自発性」、「無償性」、「社会性・連帯性」、「先駆性・創造性」などの特徴があります。

● ボランティアセンター

市町村の社会福祉協議会は、「ボランティア・市民活動センター」などを設置して（センターの名称がなくても対応しています）、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っています。また、NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会を設けるなどしています。

地域によっては、行政機関や NPO など社会福祉協議会以外の団体もボランティア・市民活動の相談窓口を設けている場合もあります。

● 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められ、全国で約23万人が活動しています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

● 有償・無償

有償・有料のたすけあいの家事援助や移動サービスなど、サービス提供の中で実費弁償ではなく、活動に対する「お礼」としてのお金を介在させることにより、「頼みやすく」「活動しやすく」することを目的とするもので、担い手の収入確保を目的とした活動ではありません。また、交通費、昼食代、活動のための原材料費など実費弁償としての支給については無償とみなす場合があります。

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、年齢や性別、体力や障害のあるなしに関係なく、どんな人にとっても使いやすくわかりやすいように、街や身のまわりのものをデザインするという考え方です。

3. 関係機関連絡先

● 市町村社会福祉協議会連絡先

前橋市社会福祉協議会

〒371-0017 前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館内

TEL : 027-237-1112 FAX : 027-219-0337

高崎市社会福祉協議会

〒370-0065 高崎市末広町 115-1 高崎市総合福祉センター 3階

TEL : 027-370-8855 FAX : 027-370-8856

桐生市社会福祉協議会

〒376-0006 桐生市新宿 3-3-19 桐生市総合福祉センター内

TEL : 0277-46-4165 FAX : 0277-46-4166

伊勢崎市社会福祉協議会

〒372-0045 伊勢崎市上泉町 151 伊勢崎市社会福祉会館内

TEL : 0270-25-4546 FAX : 0270-21-8252

太田市社会福祉協議会

〒373-0817 太田市飯塚町 1549

TEL : 0276-46-6208 FAX : 0276-46-6229

沼田市社会福祉協議会

〒378-0044 沼田市下之町 888 テラス沼田内

TEL : 0278-25-3267 FAX : 0278-25-3268

館林市社会福祉協議会

〒374-0043 館林市苗木町 2452-1 総合福祉センター内

TEL : 0276-75-7111 FAX : 0276-75-8111

渋川市社会福祉協議会

〒377-0008 渋川市渋川 1760-1 渋川ほっとプラザ3F

TEL : 0279-25-0500 FAX : 0279-25-1721

藤岡市社会福祉協議会

〒375-0024 藤岡市藤岡 1485 藤岡市総合学習センター

TEL : 0274-22-5647 FAX : 0274-22-6036

富岡市社会福祉協議会

〒370-2316 富岡市富岡 1439-1 あい愛プラザ内

TEL : 0274-70-2232 FAX : 0274-62-6223

安中市社会福祉協議会

〒379-0116 安中市安中 3-19-27 安中市地域福祉支援センター内

TEL : 027-382-8397 FAX : 027-382-8396

みどり市社会福祉協議会

〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 250

TEL : 0277-76-4111 FAX : 0277-76-2828

榛東村社会福祉協議会

〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 507-3 ふれあい館内

TEL : 0279-55-5294 FAX : 0279-54-1127

吉岡町社会福祉協議会

〒370-3604 北群馬郡吉岡町大字南下 1333-4 吉岡町老人福祉センター内

TEL : 0279-54-3930 FAX : 0279-54-3673

上野村社会福祉協議会

〒370-1616 多野郡上野村大字乙父 630-1 上野村介護福祉施設

TEL : 0274-59-2592 FAX : 0274-59-2058

神流町社会福祉協議会

〒370-1602 多野郡神流町大字神ヶ原 430-1 神流町保健福祉センター内

TEL : 0274-58-2781 FAX : 0274-58-2791

下仁田町社会福祉協議会

〒370-2622 甘楽郡下仁田町大字中小坂 608

TEL : 0274-82-5491 FAX : 0274-82-5492

南牧村社会福祉協議会

〒370-2804 甘楽郡南牧村大字磐戸 207 南牧村活性化センター内

TEL : 0274-87-2676 FAX : 0274-87-2676

甘楽町社会福祉協議会

〒370-2213 甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1 ここにこ甘楽内

TEL : 0274-74-5700 FAX : 0274-74-5760

中之条町社会福祉協議会

〒377-0494 吾妻郡中之条町大字中之条 1091 中之条町役場内

TEL : 0279-75-8839 FAX : 0279-75-5190

長野原町社会福祉協議会

〒377-1305 吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624 老人福祉センター内

TEL : 0279-82-4487 FAX : 0279-82-0015

嬭恋村社会福祉協議会

〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字大前 1110-1 デイサービスセンター内

TEL : 0279-96-1611 FAX : 0279-96-1656

草津町社会福祉協議会

〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津 464-28 草津町総合保健福祉センター内

TEL : 0279-88-1050 FAX : 0279-88-1055

高山村社会福祉協議会

〒377-0702 吾妻郡高山村大字中山 3410 保健福祉センター内

TEL : 0279-63-2075 FAX : 0279-63-1310

東吾妻町社会福祉協議会

〒377-0802 吾妻郡東吾妻町大字川戸 233-1

TEL : 0279-68-2772 FAX : 0279-68-0051

片品村社会福祉協議会

〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田 4051-4 ふれあい館内

TEL : 0278-58-4812 FAX : 0278-58-3718

川場村社会福祉協議会

〒378-0101 利根郡川場村大字谷地 3086-1 ふれあいの館

TEL : 0278-50-1122 FAX : 0278-50-1123

昭和村社会福祉協議会

〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井 624 昭和村総合福祉センター内

TEL : 0278-20-1126 FAX : 0278-24-5161

みなかみ町社会福祉協議会

〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 118 みなかみ町保健福祉センター内

TEL : 0278-62-0081 FAX : 0278-62-0083

玉村町社会福祉協議会

〒370-1132 佐波郡玉村町大字下新田 602

TEL : 0270-65-8864 FAX : 0270-65-9666

板倉町社会福祉協議会

〒374-0132 邑楽郡板倉町大字板倉 3411-1417 総合老人福祉センター内

TEL : 0276-82-3900 FAX : 0276-82-3759

明和町社会福祉協議会

〒370-0708 邑楽郡明和町新里 311-3 老人福祉センター内

TEL : 0276-84-4013 FAX : 0276-84-4904

千代田町社会福祉協議会

〒370-0503 邑楽郡千代田町大字赤岩 2119-5 総合福祉センター内

TEL : 0276-86-6181 FAX : 0276-86-5444

大泉町社会福祉協議会

〒370-0523 邑楽郡大泉町大字吉田 2465 保健福祉総合センター

TEL : 0276-63-2294 FAX : 0276-63-5528

邑楽町社会福祉協議会

〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字中野 1341-1

TEL : 0276-88-2408 FAX : 0276-88-7620

年 月 日

社会福祉協議会長 様

所在地
学校名
校長名

福祉教育の実施に伴う協力依頼について

このたび本校では、福祉についての理解を深める一環として
下記のとおり福祉教育を実施する運びとなりました。

つきましては、福祉教育の実施に伴うご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

記

希望の分野	<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> 肢体障害	<input type="checkbox"/> 視覚障害	<input type="checkbox"/> 聴覚障害	<input type="checkbox"/> ボランティア
	<input type="checkbox"/> その他()				
希望の学習形態	<input type="checkbox"/> 講話	<input type="checkbox"/> 体験学習	<input type="checkbox"/> その他()		
学習のねらい・目標・内容					
事前・事後学習	<input type="checkbox"/> 事前学習 → (内容・実施日等) <input type="checkbox"/> 事後学習 → () <input type="checkbox"/> 予定なし				
希望の日時	第1候補 平成 年 月 日()	第2候補 平成 年 月 日()	第3候補 平成 年 月 日()		
	: ~ :	: ~ :	: ~ :		
※福祉教育の候補日を何日かご記入ください ※2日以上の日程が必要な場合は、備考欄にご記入ください。					
備考 :					
会 場	体育館・視聴覚室・ 年教室・その他()				
児童・生徒の人数・クラス	学年	組	クラス数	組	
	学年	人	男子	人	合計 人
	当日協力できる先生		人		
特別な配慮が必要な参加者	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる(障害児など) → 具体的に ()				
担当者氏名(ふりがな)	()				
電話番号・FAX番号	電話		FAX		
メールアドレス	@				
特記事項					